

～平成30年度税制改正⑤～

平成30年税制改正内容についての事業法人に係る項目の概要説明を行う。今回は特別事業再編を行う場合の株式譲渡所得計算特例と高度省エネルギー増進設備等の特別償却制度の新設である。

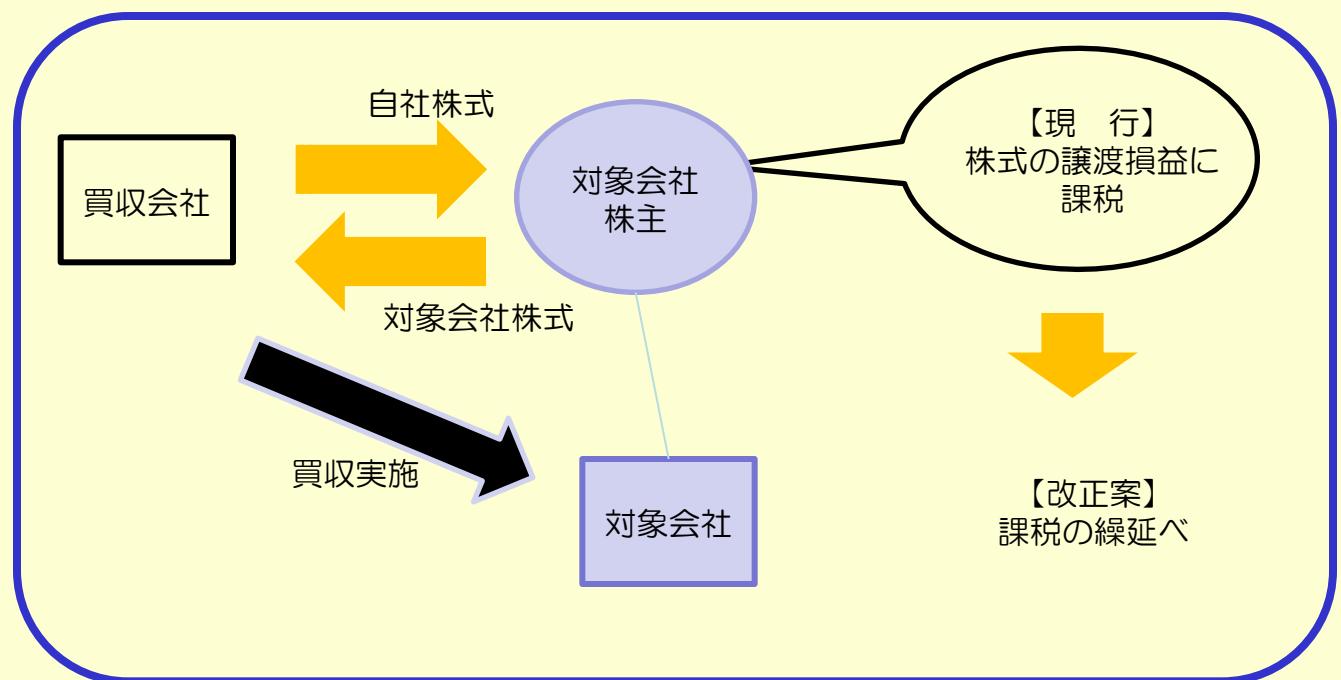
(ポイント)

- 特別事業再編を行う場合の株式譲渡に係る所得計算の特例措置:自社株式対価の事業買収で、株式譲渡課税の繰延措置を手当
- 高度省エネルギー増進設備等の特別償却制度の新設:青色申告書法人で特定事業者等が適用期間内に高度省エネルギー増進設備等の取得等・事業供用した場合は取得価額の30%の特別償却(中小企業者等については取得価額の7%の税額控除との選択適用)ができる措置

1.特別事業再編を行う場合の株式譲渡に係る所得計算の特例

自社株式を対価とした事業買収に応じた株主について、一定の条件を満たした場合、株式の譲渡損益への課税の繰延措置が適用されることとされた。現行は対象会社の株主が買収会社の自社株式を対価とする買収に応じ、対象会社株式を譲渡する際には、課税負担が生じるため、対価として取得した買収会社株式の一部売却等による納税資金の確保が必要となっていた。また、買収会社は、自社株式が売却されることによる株価下落リスクを懸念することになる。よって、実務上、自社株式を対価とした買収は困難であった。

改正案では、買収会社が事業再編の計画について主務大臣の認定を受けることにより、買収に応じた対象会社株主は、課税の繰延が可能となり、納税資金の確保が不要となる。また、買収会社は株価下落リスクへの懸念もなくなり、自社株式を対価とした事業再編の円滑化が期待される。当該制度の適用時期は産業競争力強化法の改正法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、特別事業再編計画(仮称)の認定を受けた法人について適用される。



(裏面に続く)



～平成30年度税制改正⑤～

2.高度省エネルギー増進設備等の特別償却制度の新設

青色申告書を提出する法人で特定事業者等である者が、適用期間内に、高度省エネルギー増進設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却(中小企業者等については取得価額の7%の税額控除との選択適用)ができる措置が講じられる。下記の要件を満たした場合には取得価額の30%の特別償却(中小企業者等(※1)については取得価額の7%の税額控除との選択適用)ができる。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%を上限となる。

【適用要件】

(1)青色申告を提出する法人で特定事業者等であるもの

(2)適用期間内に、高度省エネルギー増進設備等の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合

| | 特定事業者の種類 | 適用対象設備(高度省エネルギー増進設備等)(※2) |
|---|---|--|
| ① | エネルギーの使用の合理化等に関する法律のエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として経済産業大臣に指定された工場等を設置している者(その指定に係る同法の加盟社を含みます) | エネルギーの使用の合理化等に関する法律により主務大臣に提出した中長期的計画に記載されたエネルギーの使用の合理化のために設置する機械その他の減価償却資産で特に効果の高い一定のもの |
| ② | 改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の連携省エネルギー計画(仮称)の認定を受けた工場等を設置している者 | その連携省エネルギー計画に記載された連携省エネルギー(仮称)の実施により取得等をされる一定の機械その他の減価償却資産(※3) |
| ③ | 改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の荷主連携省エネルギー計画(仮称)の認定を受けた荷主 | その荷主連携省エネルギー計画に記載された荷主連携省エネルギー措置(仮称)の実施により取得等をされる一定の機械その他の減価償却資産(※3) |

※1 中小企業者等とは中小企業者又は農業協同組合等。なお、中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものは除かれる

※2 補助金等の交付を受けて取得等をしたものは対象外

※3 機械その他の減価償却資産とは機械装置、器具備品、建物、附属設備、構築物及びソフトウェア

【適用時期】

- ・上記①の法人は平成30年4月1日から平成32年3月31までの間に取得等し、事業の用に供した設備に適用
- ・上記②及び③の法人は改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の改正法の施行日から平成32年3月31までの間に取得等し、事業の用に供した設備に適用

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(副業)

事業法人でも従業員に副業を認める動きが広がり始めている。従業員自身の趣味で培った技能を副業で発揮したり、副業で得た人脈を本業に生かしたり。政府もガイドラインを策定して副業解禁を後押しする。副業の最近の傾向にはいくつか特徴がある。ひとつは給与収入の補てん、自己の専門性やスキル向上、人脈広げるなどの目的の多様化。もうひとつは社会的な環境や意識変化による副業の壁が低くなっていること。所有概念から多くの人が分け合うシェアエコノミー経済の発展により、気軽に副業を探して実行できるネット上のサービスも増えてきている。従前のようにIT(情報技術)エンジニアなどが主流とはなっておらず、コンサルティングや商品企画などの幅広い業種や職種で広がりをみせている。事業法人側でもこのような社会環境や意識の変化の中で就業規則変更や対応を迫られることだろう。ただ、副業には法令上の注意点もある。税務上の留意点では、2か所給与や年間20万円超える事業所得や雑所得などの所得がある場合は個人所得税の確定申告が必要となる。その他では、住民税申告や還付の可能性も考慮すべきで、個人確定申告を考慮しておくことが重要である。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。